

## 別表九（三）「連結法人間取引の損益の調整に関する明細書」

### 1 この明細書の用途

この明細書は、法第81条の10（（連結法人間取引の損益の調整））の規定の適用を受ける場合に使用します。

### 2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に譲渡損益調整資産に係る譲渡損益の調整を行う連結法人の法人名を記載します。	
「譲渡法人である連結法人名1」	かつこの中には、法第81条の10第3項の規定の適用を受ける場合の同項に規定する適格合併又は合併類似適格分割型分割に係る被合併法人又は分割法人の法人名を記載します。	
「譲受法人である連結法人名2」	かつこの中には、令第155条の22第10項（（連結法人間取引の損益の調整））の規定の適用を受ける場合の同項に規定する適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の法人名を記載します。	
「譲渡損益調整資産の種類3」	規則第27条の15第1項各号（（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入））に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位ごとに記載します。	
「圧縮記帳による損金算入額7」	譲渡損益調整資産の譲渡に伴い、譲渡法人が交換や買換え等の圧縮記帳の規定又は資産の譲渡に係る特別控除額の規定の適用を受けることにより損金の額に算入される金額を記載します。	措置法第68条の77（（資産の譲渡に係る特別控除額の特例））の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除します。
「譲渡利益額の調整」の「当期益金算入額13」	譲受法人において譲渡、償却、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由が生じた場合又は譲渡法人が連結納税の承認を取り消された場合に、法第81条の10第2項又は第4項の規定により益金の額に算入される金額を記載します。	令第155条の22第3項第1号から第8号まで（（評価換え等による調整計算））の規定の適用を受けて益金の額に算入する金額がある場合には、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

欄	記載要領	注意事項
「譲渡損失額の調整」の「当期損金算入額16」	譲受法人において譲渡、償却、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由が生じた場合又は譲渡法人が連結納税の承認を取り消された場合に、法第81条の10第2項又は第4項の規定により損金の額に算入される金額を記載します。	令第155条の22第3項第1号から第8号までの規定の適用を受けて損金の額に算入する金額がある場合には、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
「当期に譲受法人において生じた調整事由18」	かつこの中には、令第155条の22第2項各号に掲げる調整事由（評価換え、貸倒れ、除却、圧縮記帳、譲受法人の連結納税の承認の取消し等）を記載します。	
「当期の月数（当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数）20」及び「当期の月数（当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数）24」	当期が令第155条の22第8項の規定の適用を受ける同項に規定する適格合併等に係る合併法人又は分割承継法人の当該適格合併等の日の属する連結事業年度である場合には、当該適格合併等の日から当期の末日までの期間（譲渡損益調整資産が減価償却資産である場合にあっては、当該減価償却資産を譲り受けた連結法人が当該減価償却資産を事業の用に供していない期間を除きます。）の月数を記載します。 なお、月数は暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。	

### 3 根拠条文

法81の10、令155の22